明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（**経済産業**三五）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**二三）　二

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**一五四）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める件（**同**一五五）

○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一五一）

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**三三八）　三

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**三三九）

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（**同**三四〇）

○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件（**農林水産**一〇二三）

○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件（**同**一〇二四）

○森林病害虫等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件（**同**一〇二五）

○森林病害虫等防除法第三条第三項の規定に基づき、補完伐倒駆除を命ずる等の件（**同**一〇二六）

○電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに第五十六条の表第四号から第七号まで並びに第七十九条第一号並びに第九十四条第一項第六号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中⑴及び⑵並びに別表第二の発電所の項中二の（一）の下欄の事前届出を要するもの欄中⑴及び⑵の規定に基づき、小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める告示（**経済産業**一〇〇）　四

○電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する告示（**同**一〇一）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**四六五）

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等を定める件（**環境**七六）

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**一〇〇～一〇三）

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**一〇四）

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一〇五）

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一〇六）

○道路に関する件（**近畿地方整備局**九七～一〇〇）

○都市計画に関する件（**中国地方整備局**七四）　五

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣　海上保安庁　一二

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一二

〔資　料〕

閣議決定等事項　一二

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

特殊法人等

財務省共済組合定款の一部変更関係　三〇

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分関係

会社その他